

第5回宇部市立小中学校適正規模・適正配置審議会 議事録

1 日 時 令和4年11月21日（金）18：30～20：00

2 場 所 宇部市役所本庁 3-4会議室

3 出席委員の氏名

鷹岡 亮 委員

松田 靖 委員

伊藤 一統 委員

松尾 淳一 委員

才木 祥子 委員

松岡 千鶴 委員

小野 晃子 委員

上原 久幸 委員

井上 博己 委員

井上 政志 委員

4 事務局出席職員

上村教育部長、床本次長、三好教育総務課長、伊藤教育総務課副課長

平山教育総務課副主幹

5 趣 旨

（事務局）

ただ今から、第5回宇部市立小中学校適正規模・適正配置審議会を開催いたします。

まず、資料の確認ですが、事前にお送りした、資料の1から3までと、資料の5、また、本日お配りしております次第と資料4-1と4-2のA3判の地図と資料6、最後に市民ワークショップで出された意見の差替分をお持ちでしょうか。

資料が不足する方がおられましたらお申し出ください。

（事務局）

本日は福永委員がご欠席ですが、委員11名中10名の出席があり、宇部市立小中学校適正規模・適正配置審議会条例第6条第2項の規定に基づき、会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、議事に入りたいと思います。ここからの進行は、鷹岡会長にお願いします。

（会長）

前回の審議会では、「あるべき学校の姿と実現に向けた取組について」まで、決定いたしました。本日は、その大きな方向性を実現していく具体的な取組について審議していくこととなります。よろしくお願ひします。具体的な取組について議論する前に、「議題（1）追加資料について」事務局から説明いただき、その後の審議の参考にしていただきたいと思います。それでは、「議題（1）追加資料について」事務局から説明

をお願いします。

(事務局)

-----追加資料及び本日資料について説明-----

(会長)

最初、「議題（１）追加資料について」説明と言いましたが、結果的に本日配布の資料全てについて、事務局からご説明いただきました。資料そのものに関してご質問等があればお願いします。

(委員)

今の説明で選択区の話が出たと思いますが、選択区とはいつ誰がどのように決められたものなのでしょうか。そもそも私は知らなかったのですが、素朴な疑問としてずっと思っていて、隣接した校区で既にもう利用されている方が増えているという実情がある中で、本当にそれをなくす方向で検討できるのでしょうか。まずは、いつ誰がどのように決められたのかご説明いただければと思います。

(事務局)

学校選択制の導入の経緯につきましては、古い話になりますが、平成9年1月に文部科学省から「通学区域制度の弾力的運用について」という通知が出ており、その通知では、通学区域制度の運用にあたっては地域の実情に即し、保護者の意向に十分配慮した多様な工夫を行うこととなっていました。その通知により、まずは平成17年2月に北部地域の学校に特認校制度を導入しました。その後、外部委員による検討委員会等を立ち上げ、その協議会では要望等を踏まえて3つの検討課題として、特に学校が校区と異なる場所に設置されている神原・琴芝校区の問題、校区の中心から外れた場所に学校があるためわざわざ近接の学校を通り越して就学学校に行かなければならないという校区の形状に伴う学校の位置の問題、また鶴ノ島小の例のように1つの小学校から複数の中学校に分かれて就学する問題と、主にその3つの課題に絞られて検討していったという経緯があります。その3つの課題を同時に解決する方法として、学校選択制の導入について承認を得て、平成20年4月から実運用を開始しました。通学する児童生徒の通学の利便性を考えて実施しましたが、特に琴芝などで多くの子どもさんが地区と異なる学校に就学するという問題も発生しておりますので、就学学校や中学校区の設定を見直し、そこが整理できれば問題も解決できるのではないかと、ということですので、この協議会では、通学区域の変更や統合も実施して整理していけたら良いのではないかと、という議論もあったようですが、その時はまだ機が熟していないということで、学校選択制という形で収まったということのようです。ですが、やはり色々な問題も浮彫になって現在に至るといった状況だと思います。

(委員)

当初協議会なり審議会なりが立ち上がったということですが、それには地域や教育委員会など行政が関わった中で区域等も決められていったということでしょうか。

(事務局)

地域の方も入られて協議を行い、決めていったということですので。

(委員)

その協議会等はまだ存在しているのでしょうか。また、何年か経過した後に見直しなど予定されていたのでしょうか。

(事務局)

当時検討するための協議会でしたので、現在は継続していません。

(委員)

今後解消する方向に持っていく場合はその協議会等に承認を得なければならないということではなく、また新しく協議会を立ち上げるなりして、話を進めていくということでもよろしいですか。

(事務局)

新しく協議会を立ち上げるのではなく、この審議会と一緒に協議していきます。これから区域変更や小中ブロックの見直し、統廃合等の検討を行い、最終的には学校選択制廃止についてもこの審議会でも議論して、答申に盛り込んでいくという流れになります。

(委員)

ありがとうございます。

(会長)

他にいかがでしょうか。

(委員)

資料4-1を見て、どうして琴芝地区から神原小学校に就学するようなことになったのか、よく分かりませんでした。琴芝小学校に行けば良いのではないかと思うのですが、後々の、中学校のことを考えて、神原中学校に進学したい、という要望があったということでしょうか。

(委員)

琴芝校区のエリアで、選択制により神原小学校に就学されるのは、神原中学校に進学できるという条件があるからです。

(事務局)

選択の届出時に理由は問いませんので、正確なことは分かりませんが、琴芝地区の子どもさんたちは上宇部中学校に進学しますが、上宇部中学校は立地的に坂があったり距離的に遠くなったりすることがあって、小学校選択時に神原小学校を選ばれるのではないかという推測はできます。そういうこともありますので、今回、併せて小中ブロックの見直しも図っていこうと考えているところです。

(会長)

他にいかがでしょうか。

(委員)

琴芝地区は、恩田小学校にもかなり流れています。保護者の方にお聞きしてみると、大体琴芝地区は非常に東西に長い形状をしており、東端にお住まいの場合琴芝小学校に行くまでの時間が非常に長くなり、恩田小学校の方が近く行きやすいのではないかと思います。それともう1つは、幼稚園の時に、恩田の幼稚園に通われる子どもさん

が多いです。そうすると友達と一緒に学校に行きたいという希望が非常に強いようです。大体、地区が東西に長くて学校がその東西の中心にあれば良いが、どちらかという
と西側の端にある、それが原因です。

(会長)

ありがとうございます。今の内容に関連してご質問、ご意見等ありますか。

(委員)

学校選択制については将来的に廃止していく、もしくはそもそも学校の校区を見直すということも視野にあるということでしょうか。それともそもそもない話なのでしょうか。

(事務局)

先ほど、資料5の説明でもお話ししましたが、方法論として、そういう不整合のあるところは、今後、通学区域の見直しも検討していきたいと考えています。

(会長)

よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

(委員)

資料1に通学最長距離が示されていますが、厚東小の7.7キロとあるのは特認校利用時も含めた数値でしょうか。

(事務局)

特認校利用時は含めていません。

(委員)

特認校利用時を含まないのでしたら、7キロはありません。

(事務局)

通学最長距離は、最も遠い隣接校区までの直線距離に1.5を乗じた数値としていますので、実際の通学距離とは差があるかもしれません。

(委員)

国道2号から宇部駅まで5キロで、その途中に小学校があります。また、立熊という地区がありますが、そこからでもおそらく7キロはないと思います。もう少し調べてもらえたらと思います。

(事務局)

精査します。

(委員)

「あるべき姿の実現に向けた具体的な取組(案)」の4項目目に「学校施設の改築・改修時期も見据えながら、老朽化が進んでいる学校や、半径4キロ以内に複数の学校が集中している地域の学校から優先的に取り組んでいく」とある中で、資料4-1の地図を見ると、上宇部中学校・常盤中学校・神原中学校の位置関係には課題があると感じます。これらの学校の位置を変えることも考えた上で通学区域の見直しや学校の統廃合

を検討していくのでしょうか。現在の位置のままで考えていくと通学区域が大変厳しいと思います。この辺りは本当に入り組んでいます。実際に常盤中学校と神原中学校は上宇部中学校区の中、琴芝地区の中にあるので、それをどうしていくのだろうと思います。例えば常盤中学校の位置、恩田の中に新たな校舎を増築するとか、そこまで考えられるのでしょうか。

(事務局)

そこまでできれば本当に良いと思いますが、新しい敷地をどこかに求めて、ということとは現実的には厳しいと思います。もちろんこれから義務教育学校などを考えていく中で、多少、位置について検討することはあるかもしれませんが、基本的には、新しい敷地をどこかに求めて校区の中心に学校を持っていく、そういうことは難しいと考えています。

(会長)

それでは、資料1から資料4、資料6についてのご質問等は以上でよろしいでしょうか。少し論点を資料5に集中していきたいと思います。具体的には、「学校のあるべき姿の実現に向けた具体的な取組(案)」の3ページから5ページについて、ここから少し時間をかけて、委員の皆様からご意見、ご質問等いただきながら、この具体的な取組の承認までいければと思います。もう一度資料を読んでいただく時間を取りますので、まず改めて3ページから読んでいただいて、その後でご質問等お伺いしたいと思います。

(会長)

資料5の3ページは先ほど修正が1点入っていますが、令和6年度から令和15年度までの10年間で適正規模適正配置の今回の計画期間です。学級規模の基準に関しては、市街地地域と北部地域に分けてそれぞれの地域の実情に応じた形で今回は基準を設定、また学校配置の基準に関しては、概ね小学校4キロ、中学校6キロで、これは文部科学省の基準に沿っていますが、これらが案の本質的なところだと思います。それから4ページの具体的な進め方に関しては、6つの項目から成っています。主な方法論としては、「通学区域の見直し」と「学校の統合」を使います。ただし、各学校や地域の実情に応じて取り組んでいきたいと思います、ということです。先ほど事務局から示された、児童生徒数の将来推計や学級数を踏まえて、検討対象校を決定していくという形になっています。それから、2ページ目にもありましたが、小中一貫教育をより一層推進していく中で小中ブロックを見直す、それから学校選択制についても将来的には廃止をしたい、ということです。それから4項目目ですが、先ほどご質問もありましたが、建て替えや土地が確保できるのであればそれも選択肢の1つにはなり得るが現実的に考えれば現在の状況の中でどう進めていくかということになるだろう、という回答でした。5項目目と6項目目は北部地域の学校に関連するものですが、少なくとも通学距離が配置基準を大幅に超えていたとしても、ICT等を活用した他校との交流や地域連携が小学校としての良いところの1つになっていますので、そのようなことを推進してい

きながら、当面の間学校を維持していくということが5項目目、ただ、そうは言っても子どもたちの社会性の育成や教育環境の維持が困難と認められる場合には適正配置を進めていく、ということが6項目目となっています。以上について、ご意見やご質問等ありましたらお願いいたします。

(委員)

3ページの学級規模の基準について、北部地域が小学校6学級以上(1学年1学級以上)とあります。今、北部地域は複式学級がありますが、複式学級の良さというのがあると思います。上の子が下の子と教え合う、高め合って学び合っていくという教育環境が出来ている、この複式学級の良さを認めてほしいと思う部分もありますので、ここは1学年1学級ではなく、それこそ学校の実情に応じて、全校3学級という表記でも良いのではないかと、私個人は思いますが、皆様のご意見はいかがでしょうか。

(委員)

複式学級の良さはもちろんありますが、先ほど説明がありましたアンケートで、市民の方々のご意見を見た時に、今この資料にお示しいただいている1学年1学級以上や、2学級、3学級というご意見もありましたが、方向性としては1学年1学級以上を目指す、こういう方向性が声としては多かったように、私は受け止めました。

(委員)

それぞれの良さももちろんよく分かりますし、アンケートの中にも良さが書いてありました。ですが、やはり乗り越えていかなければいけないものもありますし、これからの子どもたちを育てていく上で、多くの市民の皆様にある程度の基準をお示しいただいたように思っています。今、そういう転換の時期に来ているのではないかと私自身も考えています。ただ、そうなった時に、小中一貫教育を推進していくということから学校選択制は将来的には廃止する、それから進学先が分かれるようなことは解消していく、つまり、A小学校とB小学校は必ずA中学校に進学するというきちんとした住み分けができるというふうに読みました。そうすると、先ほど他の委員さんからもご質問がありましたが、新たに位置を変えたり、土地を探して中学校を建築したりするということは理想ではあるけれども現実には難しい、そうすると、先ほどいただいた資料の地図を見ますと、今の段階では基本的に中学校の位置は固定されています。その中で更にこの中学校に進学するのはこの小学校とこの小学校です、となった時に、学校配置の基準として通学距離が挙げられていましたが、小学校は4キロ以内、中学校は6キロ以内となっており、これを全てクリアするのは厳しい、小学校はクリアできるかもしれませんが、中学校は厳しいのではないかと思います。市民の方からのご意見でも、スクールバスの配備や通学距離についてもたくさん出ていました。そこで質問ですが、今後校区が広がった場合、あるいは通学距離が伸びた場合、児童生徒の通学に対しての支援策はどのようにお考えでしょうか。

(事務局)

資料の学校配置の基準は、国が示す統合の場合の基準です。ただ、国も、教育環境が整えば、いわゆるスクールバスなどで通学支援ができるのであれば、それは可能です、となっておりますので、本当に統合等により通学距離が大幅に伸びた場合はスクールバ

ス等の支援を当然考えていかなければいけないと思っています。北部地域の学校ではバス通学等も認められています。アンケートを見ても、市内の学校であっても遠いからバス通学等を認めてほしいという声もありましたので、総合的に考えていかなければいけないと考えています。

(会長)

複式学級の件はよろしいでしょうか。

(委員)

ご意見ありがとうございます。複式学級にしたいと複式学級になっているわけではなく、現在の人数から複式学級を選ばざるを得ないという環境の中で、1学年1学級を目指すのであれば、児童数の確保に真剣に取り組んでいかなければいけないということについて、その方向性がこの場で決まれば良いのですが、そこが曖昧なまま、児童数が減少した、しょうがないから統合しよう、という流れになってしまうことが懸念されるのが不安でしたので、この1学年1学級という基準がどうなのかと思いました。また、アンケートの回答率が21%というところも気になっていました。残りの8割の人は実際どう考えているのでしょうか。実際に出た回答を基にももちろん審議は進めていかれますが、その20%の回答のみを見て方向を決めていくのが気になります。もう少し議論を深めていきたいところではあります。もちろん、1学年1学級以上を目指す方向で動きたいとアンケートを見ても思いますが、それを目指すのであれば、もっと、特認校や、生徒を増やすためにスクールバスを運用するとか、方法もどんどん方針としてきめていかなければいけないと私は感じています。

(会長)

事務局としてはいかがでしょうか。

(事務局)

北部地域の学校においても、やはり目指すところは1学年1学級以上を目指したい、ということで基準を設けています。資料5の4ページで、「当面の間」とし、「今後の児童数の推移を注視していく」と書いており、このたびはここまでを決定しますが、「当面の間」がどの程度の期間か、「児童数の推移を注視した」結果の最低ラインをどの程度と考えるのか、というのはまた次の段階で検討し、計画には盛り込んでいく必要があるとは考えています。また先ほど言われた、今後児童数増加を図るための施策については、教育委員会だけでなく市の他部署とも一体となって子どもの数を増やす取組をしていかなければならないと考えています。その辺りを、また教育委員会も一緒になって経過をみていけたらと思っています。

(委員)

アンケートの「小学校の1学年の学級の構成として適切か」という設問で、複式学級の学校の地域（二俣瀬・小野・吉部・万倉）では1学級を選択した割合が32.4%でした。ここで議論することと、もう1つ考えないといけないのが、子どもたちを増やしていく取組を地域としてやっていくことが大事ではないかと考えています。現状から

すると衰退していくという状況があるので、学校を残していくということから考えると、そこに来てもらうための取組が大事ではないかと思います。そういう取組を一生懸命やっていくことが学校を残すことにつながるのではないかと思います。ですから、この「あるべき姿の実現に向けた具体的な取組（案）」にある、「当面の間」がどの程度なのか、「児童数の推移を注視した」結果が実際どういうことなのかというのはありますが、学校を残したいのならばそういう取組をきっちりやっていくことが大事かと思います。当面、もう数的事項に関しては、アンケートの結果からすると、1学年1学級という基準はそこにあっても良いのではないかと感じます。

（委員）

適正配置では、教育論と財政論を並行しなければいけないということが非常に難しいと思います。もちろん子どもの未来を考える時に、教育論というのは当然優先すべきですが、財政の制約があるということも念頭に置かないと前に絶対進まないと考えます。その両方を考えて話をしないと、いわゆる理想と言いますか、教育のある部分だけを捉えてああすべき、こうすべきと言っても、その前提にはやはり財政的に制約があったの現実的な話を持っていかないと、これは進まないと思います。

（委員）

先ほどご説明いただいた琴芝小学校、神原小学校、恩田小学校の件ですが、資料6を拝見しますと、琴芝小学校の児童数は令和4年度が280人、令和10年度は422人となっています。令和10年度の児童数はあくまで住民基本台帳上の数字ということでしたので、ここから神原小学校、恩田小学校にかなりの数が動かれるのだらうと思います。先ほどのお話しでは、神原中学校進学を希望されて、という理由が多いとのことでした。まさに、今、宇部市が目指そうとしている小中一貫教育を既に見据えて、中学校を考えて小学校を選んでおられる、ということから考えると、特に市街地の通学区域を見直す時期に来ているのではないかと思います。前回までの議論で決定しました、これからの学校のあるべき姿やそれに向けた取組の中で、宇部市全体として小中一貫教育を推進していきましようということがありますので、大きな学習指導要領はこの小学校・中学校に行っても変わらないものではありますが、小学校・中学校の9年間がつながりのある教育になるためには、子どもたちがしっかり決まった中学校区の中で9年間を過ごしていく、そういう形に変えていきたいと、説明を聞きながら思いました。

（委員）

今のお話しを聞いていて、「(4) あるべき姿の実現に向けた具体的な取組」の検討対象校ですが、通学区域を見直すとなると、琴芝小学校や恩田小学校などが入るのではないかと思いますでしたが、いかがでしょうか。

（事務局）

5ページの検討対象校は、児童生徒数の将来推計から学級規模・学校配置基準に基づき決定するという観点から、基準に満たない学校として検討対象校としました。4ページの取組案の3項目目で「小中一貫教育を一層推進するため、小中ブロックを見直す」と

ともに」とありますが、小中一貫教育を推進するために、小中ブロックの見直しは当然必要となってきますので、基本的には全市的に関係してくることではあります。ただ、あくまで、通学区域の見直しや学校の統合等により児童生徒数を確保していこうという検討対象校は、この10校ということです。例えば、岬小学校について検討する時に通学区域の見直しが必要だとなった場合には恩田小学校なども関係校として出てくると思いますので、これらの対象校について検討していく中で関係校というのはたくさん出てくると思います。また、同じく取組案の4項目目に「学校施設の改築・改修時期を見据えながら、老朽化が進んでいる学校」とありますが、順番的に建て替え時期が先に来る学校がありましたら、そこは検討対象校ではなくても、建て替え時の児童だけを想定して建て替えるのか、それとも近隣の検討対象校や他の区域の学校も含めて検討するのか、そういうことは起こってくると思います。ですので、あくまでこの5ページの検討対象校というのは、学級規模・学校配置基準に基づいて決定したものです。

(会長)

ここの文章、書き方を少し変えていただくことは可能でしょうか。4ページの「具体的な進め方」と5ページの検討対象校が離れてしまっているのでもうまく関係性がつかめない方もおられるのかと感じました。例えば、4ページの2項目目の下に検討対象校を記載するとか、また小中一貫推進のために小中ブロックは大変だけれども見直していく、そこは全市的にやっていきたい、ということであればそれをはっきり記載すれば、分かりやすくなるのではないかと思います。事務局で修正して、副会長等どなたか委員に内容を確認していただくというのはどうでしょうか。

(事務局)

こちらから案として出しましたが、本日ご意見やご質問等いただきまして改めて検討対象校を見ますと、ちょっとすっきりしないのではないかと感じました。学級規模・学校配置基準に基づいて基準を満たさない学校としたと申し上げましたが、学級規模の基準以下となると、市街地区域は単学級のこの4校になりますが、北部地域の基準は1学校1学級以上としておりますので、その基準に照らすと厚東小学校と船木小学校は対象になりません。分かりやすくするのであれば、北部地域の検討対象校から厚東小学校と船木小学校をこの計画期間の検討対象校からは除く方が良いのではないかとと思うところもあります。もちろん、対象校を検討する時に関係校としてその周辺の学校を中学校も含めて考えていきますが、今回の検討対象校は今基準を満たしていない学校とした方がすっきりするのではないかと、ということについて、委員の皆様のご意見をもう一度伺いしたいと思います。

(会長)

いかがでしょうか。

(委員)

先ほど会長が言われたように、4ページと5ページを合わせて書き方を変更していただくようになりかと思いますが、検討対象校については、厚東小学校と船木小学校は入らない方が、整合性が取れると思います。

(会長)

残した方が良いという委員はおられますか。

(意見なし)

(会長)

それでは、今事務局から提案がありました、厚東小学校と船木小学校は今の基準を満たしているということを考えて今回の検討対象校からは削除する、もちろん他の対象校との関係や小中一貫の中で議論に入ってくるということにはなろうかと思いますが、検討対象校からは削除するという事で共通認識とさせていただければと思います。それでは、これまでの具体的な進め方や具体的な取組でご質問やご意見、あるいは文章の修正などありましたらよろしくお願ひします。

(委員)

資料の中で、文章の意味が理解できなかつたところがありますのでご質問します。4ページの6項目目に「北部地域の学校について、今後の児童数の推移を注視した結果、教育環境の維持が困難と認められる場合には適正配置を進めていく。」とありますが、これは誰がどういう基準で認め、更に誰がどうやって進めていくのでしょうか。

(事務局)

今回は中間答申ということで、具体的といいましても、大まかな方向性の決定までということになりますが、次のステップとして実際に計画に落とす時に、どこから着手して、いつから進めていくのか、また北部地域に関する「当面の間」というのは何年間に設定するのか、そして先ほどから複式学級でも十分教育効果が上がっているという現状があるので当面これを維持していきましょうということですが、いよいよその人数が更に減少してこれ以上は複式学級でも教育環境が維持できないだろうという最低ラインを何人に設定するのか、そういったことを併せてこの審議会でご審議いただいて決めていく、と考えています。

(会長)

今の段階では、このような文章にさせていただいて、今ご質問いただいた部分に関しては次の段階で詰めていくということかと思っています。他にありますか。

(委員)

学校のあるべき姿もとても重要だと思いますが、ここには書いていませんが、1クラスの人数も結構重要になってくるのではないかと思います。安心安全な教育環境というのは建物のことだけではない、安心安全にクラスでしっかり授業を受けられるとい

うこと、子どもたちの確かな学びというのも重要だと思います。先生はクラスに1人しかいないですし、それで今35人クラスのところと18人で1クラスのところとでは全然違います。ほぼ倍違いますので、この点についても考えていけないといけないかと思いつながりながら資料を見ていました。アンケートでも、ワークショップでもこのことについてかなり書いてありましたので、今後の課題として検討していけないいけないのではないかと思います。先生の負担もかなり違うと思いますし、そういうところも話し合っていったら良いのではないかと思います。

(会長)

クラスの人数について、事務局からいかがでしょうか。

(事務局)

現在は35人学級になっておりますので、36人であれば2学級に分かれて18人になります。現在の基準でいくと、2学級になりますと1学年に36人以上はいると、そんな形をイメージしていただければと思います。

(委員)

各委員さんの方から今まで発言があったとおりでと思います。後は、この取組と特認校の取組とうまくバランスを取りながら進めていくのだらうと思いますが、この適正配置・適正規模の話が表に出たとたんに特認校制度が衰退してしまうのではないかと感じています。そうなれば、地域の方は自分自身の子どもがこれからどういう教育環境で教育を受けていくのかということに関して非常に不安を覚えられないのではないかと思います。特認校の取組はこれからも変わらず進めていっていただけるという理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

特認校制度は、いわゆる学校選択制の1つではあります。先ほどもご説明させていただきましたが、そもそも学校選択制は特認校制度から始まったという経緯があります。この審議会でも以前、特認校制度の課題についてご説明させていただきましたが、特認校を含めた学校選択制について、もう少し良い形態になるよう考えていけないいけないと考えています。今の形でこの制度を推奨していくのかと言われると、当面の間はもちろん今の特認校制度というのは続けますが、課題として市街地の子どもたちは、北部の学校には行けるが、北部地域の子どもは市街地の学校に行けない。市街地の小規模校も特色ある取組をしているのに特認校という制度は利用できないなどありますので、特認校制度についても一緒に検討していけないいけないと考えています。

(委員)

変わらず特認校も進めていただけるということで安心はしていますが、どうしても不安が拭えないところもありますので、私は北部地域ではありませんが、一保護者として考えた時にそういう環境に置かれる子どもたちのことを心配していますので、今後ともサポートをよろしくお願いいたします。

(副会長)

方針もこれで良いのではないかと考えていますが、先ほど他の委員さんが言われたように、この後の具体化のプロセスがとても大事なのではないかと思います。それと、学校の適正配置に関しては、昭和30年代最初に文部科学省の方針が示されてから市町村合併があるたびに動いている話で、今回はそれとは違う時期に話が出ています。平成27年に文部科学省が新しい方針を出しているのですが、これは地方創生をにらんでかなり見直しが行われています。また、今後進めていくにあたって、方針は今日決めていただければと思いますので、それに基づいて文部科学省の手引きを見ながら具体化していく、具体的な手続きを考えていくということだと思います。一番怖いのは、ここでえいやと全部決めてしまうことです。平成の大合併の時に適正配置計画が色々なところで出されて、うまくいっていないと言いますか、かなりしこりを残してしまったのは、行政が全部決めてしまったケースです。ですので、それについては文部科学省も十分手引きに反映していますので、手引きを参照しながら今回決めた方針に従って具体的な手続き等検討していく必要があるのではないかと考えています。

(会長)

これまでの議論、ご意見やご質問、またそれらに対する回答等を踏まえて「あるべき姿の実現に向けた具体的な取組(案)」について、承認いただくということによろしいでしょうか。もちろん本日いただいた今後の進め方や特認校、また小中一貫や学校の場所等に関する意見については、次の段階で、計画に落とししていく時にまた議論いただくこととなると思いますので、本日いただいた内容については事務局でまとめていただいて、それを踏まえながら来年議論を進めていければと思います。それでは、本審議会としましては、資料5の3ページから5ページに書いてある内容については、5ページ目の北部地域の検討対象校から2校を除くこと、また4ページと5ページのまとめ方については事務局で変更し、その変更内容確認は会長と副会長にお任せいただくということによろしいでしょうか。

(意見なし)

(会長)

それでは、ここまで議論を進めさせていただきました。本当にありがとうございます。また来年は更に手続き論のところに入ると皆様方のご協力、ご支援が必要になってくると思いますのでよろしくお願いいたします。それでは、事務局にお返しいたします。

(事務局)

それでは、次回は中間答申案を審議していただく、第6回目の審議会となります。第6回目の審議会の開催は、1月10日(火)か1月13日(金)のいずれかの18時30分から開催させていただきたいと思いますが、皆様のご都合はいかがでしょうか。もしこの場でお分かりでしたらお聞かせいただければと助かります。

(委員)

10日にしてもらえたらと思います。

(事務局)

10日の方がよろしいでしょうか。今ご都合がお分かりにならないかたもいらっしゃると思いますので、ご都合の悪い日にちがある方のみ、11月25日(金)までに、事務局にご連絡をお願いします。よろしくお願いします。

(事務局)

今回はどのような内容になるか、少しご説明します。先ほど、資料5を少し修正してまとめ直すように会長からありましたので、この資料をベースに少しまとめ方を変更させていただきたいと思います。次回、その修正も含めてもう少し文章化して資料も盛り込んだ中間答申(案)を事務局で作成し、それを皆様方に見ていただくというのが、次回の1月の審議会の内容になりますので、よろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは、鷹岡会長様、委員の皆様、本日は長時間にわたりご審議いただき、大変ありがとうございました。以上で、第5回審議会を終わります。